「葛川流域の浸水を軽減するための研究会」設置要綱

(設置)

第1条 葛川流域内の河川、水路及び道路を対象に浸水被害を軽減させるため、関係市町 等で構成する葛川流域の浸水を軽減するための研究会(以下「研究会」という)を 設置する。

(対象区域と関係市町等)

- 第2条 対象区域は、坂戸市、毛呂山町内の葛川、水路、県道(主要地方道川越坂戸毛呂山線、一般県道ときがわ坂戸線、一般県道川越越生線)及び市町道とする。
- 二 関係市町等は、坂戸市、毛呂山町及び埼玉県とする。

(研究事項)

- 第3条 研究会は、次の事項について研究する。
 - 一 浸水の要因
 - 二 浸水対策
 - 三 その他

(構成員等)

- 第4条 研究会の基本的な構成員は、別表による。
- 二 研究会のリーダーは飯能県土整備事務所副所長兼道路施設部長とする。
- 三 研究事項の内容により県庁河川砂防課、道路環境課及び荒川上流河川事務所越辺川出 張所等も構成員とする。
- 四 研究会の事務局は、飯能県土整備事務所に置く。

(オブザーバー)

第5条 研究会は、必要に応じて意見を求めるためオブザーバーを置くことができる。

(秘密の保持)

第6条 構成員及びオブザーバーは、研究会の活動において知り得た秘密を第三者に漏ら し、または研究会以外の目的に利用してはならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項はリーダーが研究会に諮って定める。

附則

- この規則は、平成28年10月31日から施行する。
- この規則は、平成31年 2月12日から施工する。

【別表】構成員一覧(第4条関係)

市町村等	職名
坂戸市	都市整備部維持管理課長
	都市整備部道路河川課長
毛呂山町	まちづくり整備課長
埼玉県	飯能県土整備事務所副所長兼道路施設部長
	飯能県土整備事務所河川砂防部長
	飯能県土整備事務所道路環境部長